

12月2日以降の 医療機関・薬局の窓口における資格確認方法等について

オンライン資格確認の利用状況

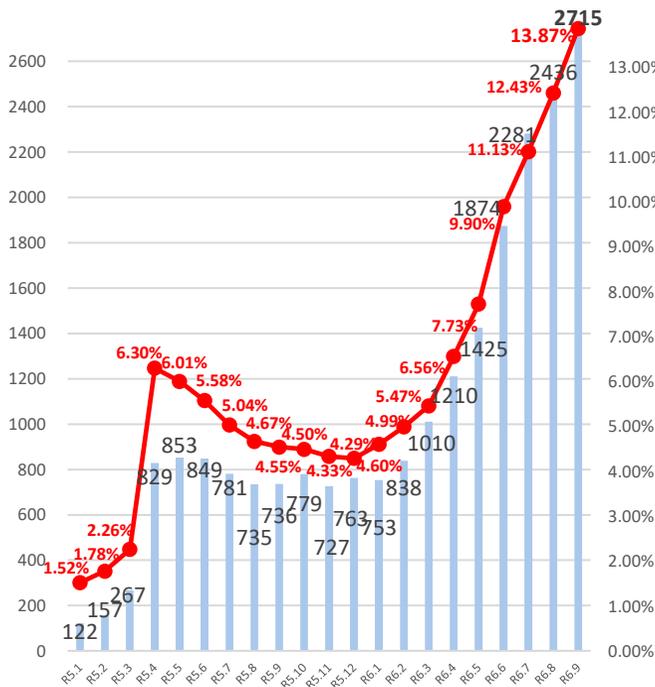
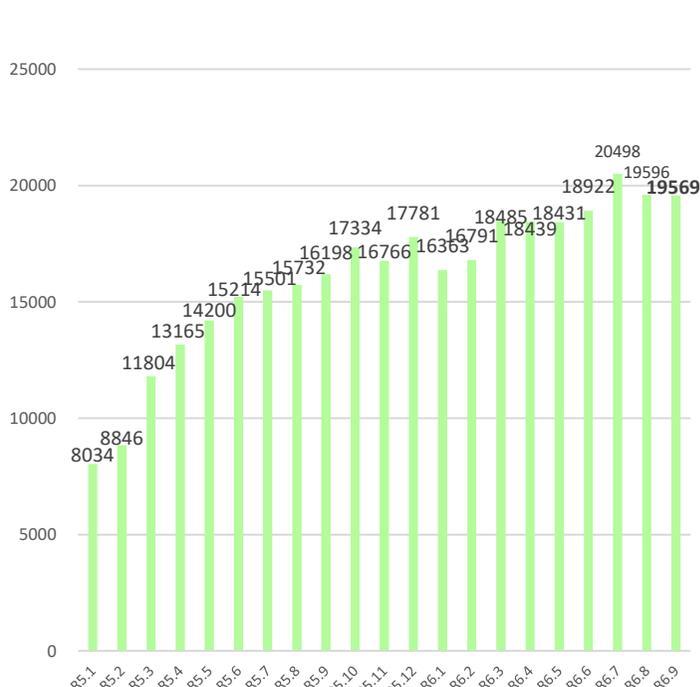
※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)

■ マイナ保険証の利用件数 (万件)

● 利用率

【9月分実績の内訳】



	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	12,669,330	3,052,854	9,616,476
医科診療所	80,550,382	9,267,062	71,283,320
歯科診療所	13,779,140	2,674,074	11,105,066
薬局	88,689,767	12,153,822	76,535,945
総計	195,688,619	27,147,812	168,540,807

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	786,746	516,519	1,284,119
医科診療所	2,804,091	3,564,150	7,557,646
歯科診療所	634,123	581,431	562,021
薬局	3,713,761	3,174,700	6,072,891
総計	7,938,721	7,836,800	15,476,677

<参考>

※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件（令和5年6月）

令和6年9月のマイナ保険証利用人数（1,384万人）から、当該月に医療機関に受診した人の推計値（6,615万人）を用いて、一月に医療機関を受診した人のうち、マイナ保険証を利用した人の割合（推計値）を算出すると以下のとおり。

医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合	20.9%
医療機関受診者（MNC保有者）に占めるマイナ保険証利用者の割合	27.8%
医療機関受診者（マイナ保険証登録者）に占めるマイナ保険証利用者の割合	34.3%

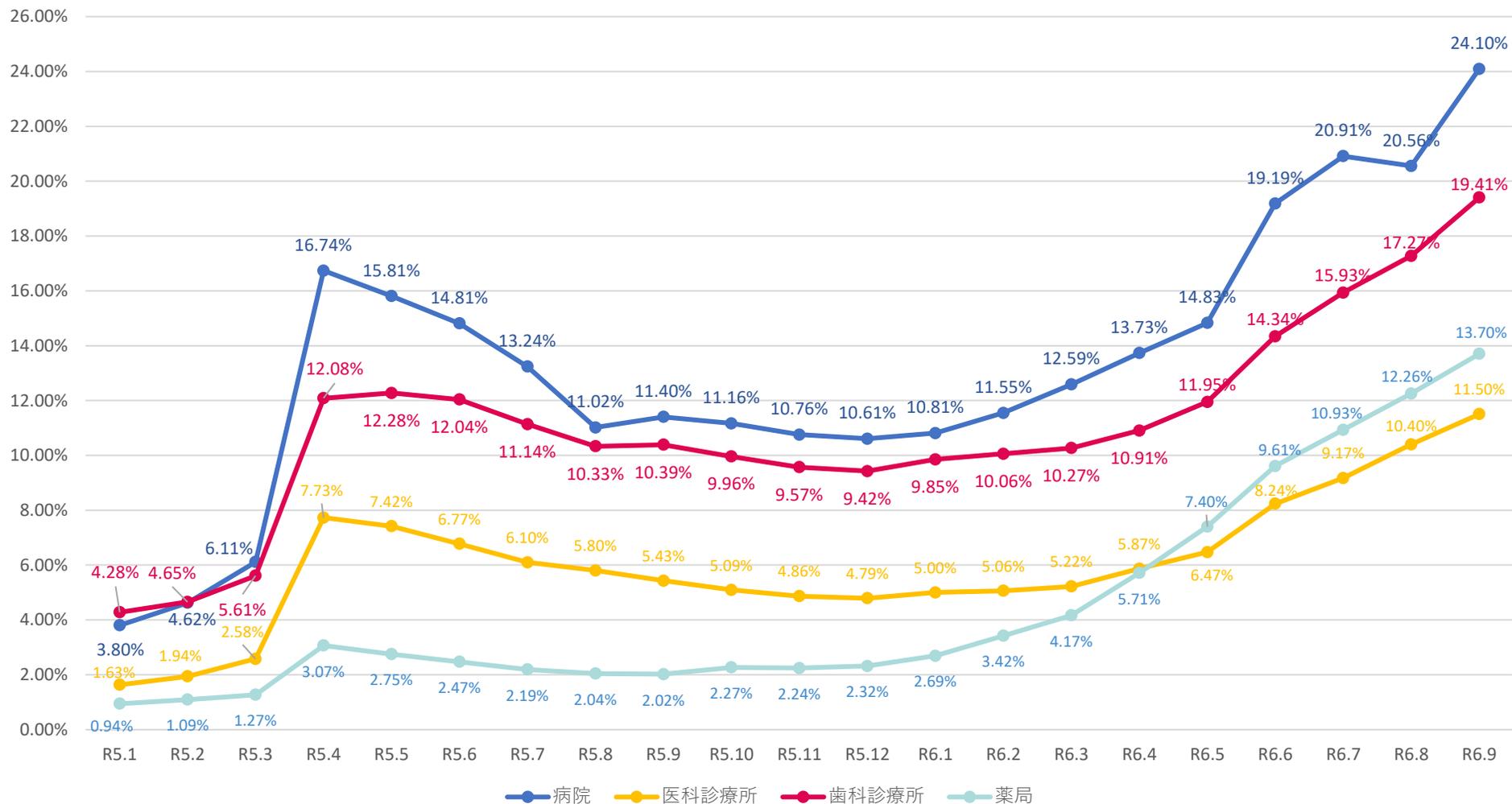
※医療機関受診者数とマイナ保険証利用者数は、月内に保険者を異動し、両保険者において医療機関を受診した又はマイナ保険証を利用した場合はダブルカウントされる。

※医療機関受診者数については、加入者数に患者割合をかけることで算出。加入者数については令和6年5月までは医療保険医療費データベースによる実績値、6～9月は過去の伸び率から推計して算出。

患者割合は、令和4年度の医療給付実態調査における診療種別計の患者割合を元に、医療保険医療費データベースにおける直近の入院外+歯科の受診率を用いて推計し算出。

※医療機関受診者のうちMNC保有者及びマイナ保険証保有者の算出は、全人口のうちMNC保有者（75.2%）やMNC保有者のうちマイナ保険証利用登録者（81.2%）を用いて推計。

施設類型別のマイナ保険証利用率の推移

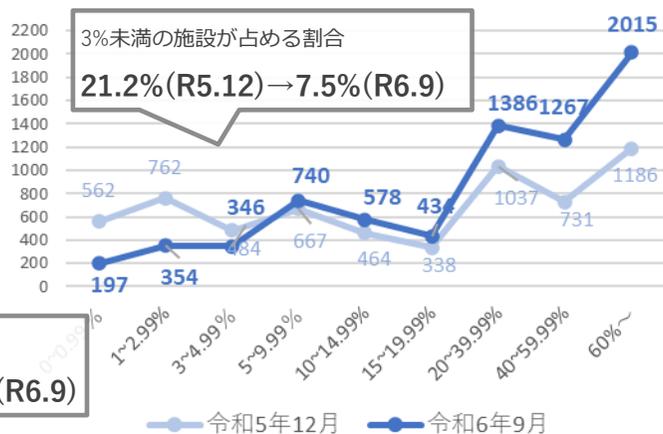


マイナ保険証の利用状況

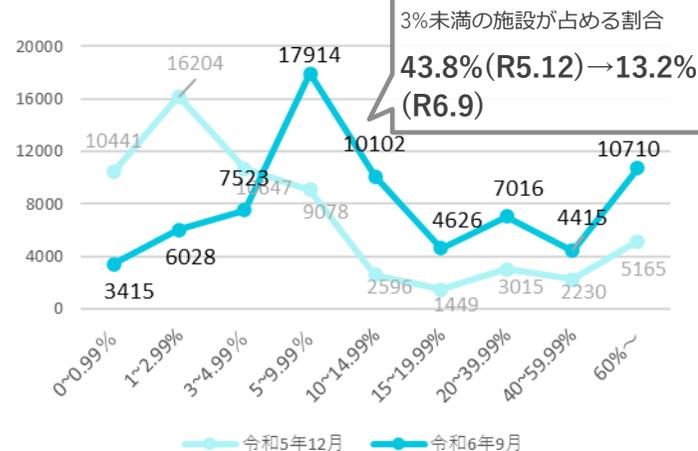
■ マイナ保険証利用割合ごとの施設数の分布 (利用件数割合)

令和5年12月、令和6年9月時点

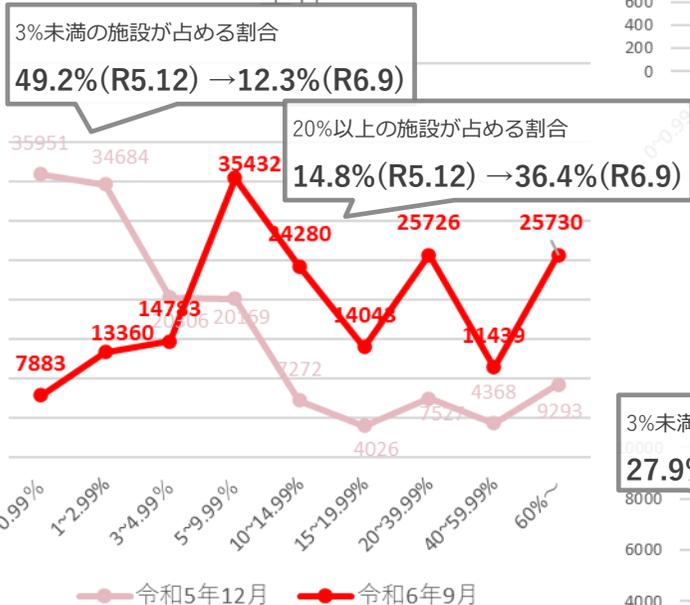
病院



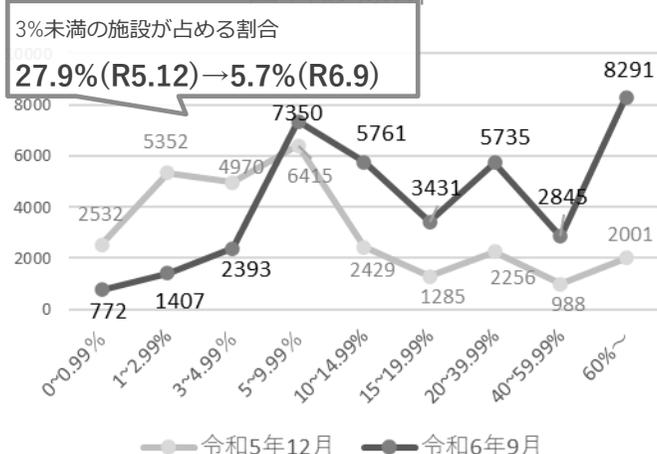
内科診療所



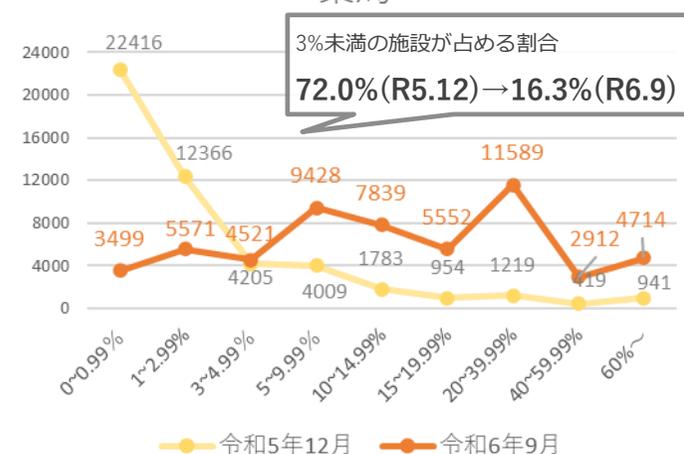
全体



歯科診療所



薬局



※ 利用割合 = MNC利用件数 / オン資利用件数

※ オンライン資格確認利用件数50以上等の施設を対象に算出 (施設数: 143,596(R5.12)、172,676(R6.9))

12月2日以降の医療機関等の窓口における 資格確認方法

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

各種施設類型におけるマイナンバーカードを用いた資格確認

12月2日以降の各医療機関等でのマイナンバーカードによる資格確認方法は①～③のいずれかにより実施。

- ① **通常のオンライン資格確認**：資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み
⇒顔認証付きカードリーダー+マイナンバーカードと顔認証・PIN入力又は目視確認モードで本人確認
- ② **居宅同意取得型**：モバイル端末で資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み
⇒スマートフォン、タブレット等+マイナンバーカードとPIN入力又は目視確認（アプリのみ）で本人確認
- ③ **資格確認限定型**：モバイル端末等で資格確認のみを行う簡素な仕組み
⇒スマートフォン、タブレット等+マイナンバーカードとPIN入力又は目視確認で本人確認

施設類型	オンライン資格確認の分類	マイナンバーカードの読み取り方法（端末）	医療情報の取得・活用
保険医療機関、薬局	①	顔認証付きカードリーダー ※通常とは異なる動線での受付では②（スマートフォン、タブレット等）を任意で導入可	○
職域診療所	①	顔認証付きカードリーダー	○
訪問診療、訪問看護、訪問服薬指導、オンライン診療など ※令和6年12月～ 原則義務化	②	スマートフォン、タブレット等	○
経過措置の対象施設 ※(1)は適用終了 (1)システム整備中 (2)ネットワーク環境事情 (3)訪問診療のみ (4)改築工事中・臨時施設 (5)廃止・休止 (6)その他特に困難な事情	①・②	顔認証付きカードリーダー (訪問診療等の場合) スマートフォン、タブレット等 ※(2)～(6)のそれぞれの期限までに導入	○
	③	スマートフォン、タブレット等 ※対象は(2)・(4)・(6)のみ（任意）	×
健診実施機関	③	スマートフォン、タブレット等	×
助産所			
義務化対象外施設（紙レセプト医療機関・薬局）			
柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所 ※令和6年12月～ 原則義務化			

医療機関等の窓口で患者が資格確認を受ける方法（12月2日以降）

	資格確認方法	備考
①	マイナ保険証 ※顔認証マイナンバーカード含む	医療情報等の提供の同意に基づくよりよい医療を受けることが可能 12月2日以降、電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を受けることが可能
	マイナポータル画面（PDF含む） + マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口でスマートフォンの画面を提示
	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口で資格情報のお知らせの用紙を提示
②	資格確認書（・健康保険証）	資格確認書でも保険証と同様に医療を受けることが可能 マイナ保険証を保有しない方には、現行の健康保険証の期限が切れるまでに申請によらず職権交付 健康保険証は、12月2日以降、有効期限の範囲内で最長1年間使用可能

※マイナ保険証の場合には、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の提示は不要。

医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求（令和6年12月2日以降の取扱い）

マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

マイナンバーカードを持っていない方の場合

問題なし

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

健康保険証
(~2025.12/1)



資格確認書
(2024.12/2~)

資格確認書
有効期限 XXXX
氏名 山田太郎
負担割合 3割
保険者名 ●●●

マイナ保険証



※追加で保険証の提示は不要

※電子証明書の有効期限後3カ月間は資格確認可

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



※追加で保険証の提示は不要

資格情報のお知らせ

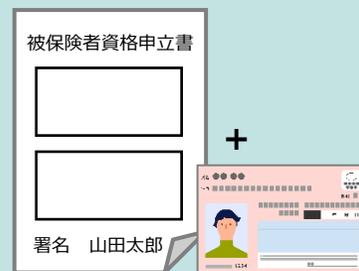


【再診の場合】

過去の受診で請求に必要な資格情報を把握していれば、患者への口頭確認

【初診の場合】

被保険者資格申立書



(事後に確認)

患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロードしておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください

- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

マイナポータルでの資格情報画面

マイナポータルの画面

マイナポータル 実証ベータ版

健康保険証

マイナンバーカード利用 登録済

資格情報 令和5年12月24日時点

① この情報は画面下部から保存できます

資格確認日
令和4年12月24日

区分
被保険者資格情報

交付年月日

登録なし

性別
登録なし

この情報を保存

医療機関受診時などに、ICチップの破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、保存したPDFファイル画面をマイナ保険証とセットで受付窓口に表示することで、受診が可能です。

※受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

端末に保存

端末にダウンロードされるPDF

医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時： 2024年2月1日 時点

保 険 者 名	XXXXXXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
枝 番	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	3割
有 効 期 限	2024年7月31日

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

資格情報のお知らせ（様式例）

資格情報のお知らせ

（保険者名）
（保険者番号）

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合（70歳以上のみ記載）	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
（交付者名）
（保険者番号）

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割（70歳以上のみ記載）

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

被保険者資格申立書

患者の皆様へのお願い

別添3

被保険者資格申立書に関する説明書

本申立書は、有効な保険資格があるにもかかわらず、マイナンバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担（未就学児は2割負担。70歳以上等の方は1～3割）により自己負担額を計算します。

※ 被保険者番号等の情報（保険証のコピーや写真を含む。）がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください。

【ご記載が必要になる場合（例）】

- 転職等により新たに加入した医療保険者においてデータ登録中のためオンライン資格確認ができない場合
- 機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合

別紙様式

被保険者資格申立書

有効な保険資格を有しており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各項目に記入いただき、□には、あてはまる場合に「✓」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要範囲でのみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払等に係る必要な事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

1 保険資格等に関する事項

保険資格の有無	<input type="checkbox"/> 有効な保険資格を有している
保険種別	<input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> わからない
保険者等名称	
事業所名 ^{※1}	
一部負担金の割合 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 3割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> わからない

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国保（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（自衛官・公費単独医療の場合）、わからないの□に「✓」を記入された場合は、事業所名（お勤め先の会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただく場合があります。

2 マイナンバーカードの券面事項等

氏名	(フリガナ)
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所	

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくとともに、氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年 月 日

署名 _____ (患者との関係^{※5} : _____)

連絡先電話番号 _____

※5 (患者との関係)欄は、保護者の方等が署名された場合にご記入ください。

マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の対比表

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書
マイナ保険証の有無	あり	あり	なし
対象者	マイナンバーカードを取得して保険証利用登録をした方	マイナ保険証の保有者 ※被用者保険は今年度は全加入者、それ以降は新規加入時等に交付 ※後期高齢者については、右記の暫定的な運用の間はマイナ保険証の保有者に対しても資格情報のお知らせを交付せず、資格確認書を交付	電子資格確認を受けることができない方（マイナ保険証未保有者、マイナンバーカード未保有者等） ※現行の保険証が失効する後期高齢者はマイナ保険証の保有状況に関わらず職権交付の対象（令和7年7月末までの暫定的な運用）
取得方法・受取手段	自治体に交付申請、原則対面での受取	保険者が申請によらず交付	当分の間はマイナ保険証未保有者等に保険者が申請によらず交付（原則は申請交付）
用途・使用方法	医療機関での資格確認時に、顔認証付きカードリーダーにかざして利用 ※顔認証・暗証番号入力・目視確認のいずれかで本人確認 厳格な本人確認により、オンライン資格確認等システムを通じて自身の医療情報等を医療機関に提供可能	単体では受診不可。 マイナ保険証が読み取れない場合や、オン資義務化対象外施設・経過措置対象施設でカードリーダーが設置されておらず、オンライン資格確認が受けられない場合等に、 <u>マイナ保険証と併せて</u> 提示することで受診可能	医療機関での資格確認時に窓口に提示 ※医療機関への自身の医療情報の提供不可
券面事項	氏名・生年月日・性別・住所 ※裏面にマイナンバー	氏名、被保険者番号（負担割合）・保険者名	氏名・生年月日・性別、被保険者番号（負担割合）・保険者名・住所
様式・素材	カードのみ	A 4 紙（右下等で切り取り可）	基本はカード型（その他、ハガキ・A 4 型等）
発行開始時期	発行開始済み	令和6年12月2日～ ※被用者保険は令和6年9月から開始、地域保険（市町村国保）は基本的には保険証の期限が切れるタイミングで交付 ※このほか、12/2以降、新規加入時や負担割合変更時等に交付	令和6年12月2日～ ※基本的な運用としては現行の保険証の有効期限が切れるタイミング又は経過措置が終了するタイミングで一斉に職権交付、その他新規加入時等に職権交付
有効期限	電子証明書は5年間 ※更新時は市区町村で手続が必要、未更新のままだと利用登録が解除され資格確認書が職権交付	負担割合等が変わらない範囲内で利用可能 ※後期高齢者等については、保険者が有効期限を設定	最大5年で保険者が定める範囲 ※更新あり

マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応



主な事象・課題

解決に向けた対応

健康保険証は有効なのにマイナ
保険証で「無効」と表示される

保険資格の確認ができず10割負
担での請求を行う

顔認証付きカードリーダーが
起動しない

顔認証付きカードリーダーで
顔認証ができない

電子証明書の有効期限が切れると
マイナ保険証として使えなくなる

- ・ 転職や転居等により資格変更があった際に新しい資格情報が迅速に登録されるよう、昨年6月に省令改正を行い、資格取得の届出から5日以内（資格変更から10日以内）にシステム登録を求めているが、更に保険者に対し、迅速化を図るために改善計画の策定を求め、フォローアップ調査を実施。
- ・ オン資未登録のままマイナ保険証を使ってしまう事態を回避するために、①データ登録までの期間の周知、②登録が終わったことを通知する仕組みを導入。
- ・ カードリーダーの起動時の不具合は、顔認証付きカードリーダーやPC（資格確認端末）の日々のシャットダウン、スケジューラー機能の利用により、定期的に電源のオン・オフ（シャットダウン・再起動）を行うことで解消。
- ・ 顔認証時の読み取りエラーは、カードを袋にいれたまま置く、カメラに近づき過ぎる、逆光や外光の影響を受けることなどが主な原因であり、エラー時の対応について周知。
(16,17,18ページ参照)
- ・ 電子証明書の有効期間の3か月前からJ-LISより更新手続きのご案内が送付されるほか、有効期限満了日まで3か月以下の場合には顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示を行っている。
- ・ 本年12月より、電子証明書の有効期間満了後3か月間は、引き続き資格確認を行えるよう対応。また、12月2日以降は、有効期限満了日から更新なく一定期間経過した場合には、資格確認書を職権交付。**(20,21ページ参照)**

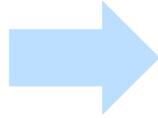
マイナンバーカードでオン
ライン資格確認が行えない
場合には、

- ・ 「資格(無効)」画面に表示された喪失済みの資格や過去の受診歴から確認した資格情報で請求を行うか、
- ・ 被保険者番号等が不詳でも本人に資格申立書を記載いただき「不詳レセプト」として請求を行い、マイナ保険証を持参した患者に対して、紙の保険証の提示がなくとも適切な自己負担割合（3割等）の支払を求めるよう周知。

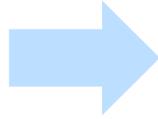
(19ページ参照)

主な事象・課題

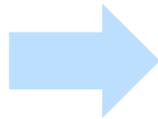
過去に別人との紐付け誤りが報じられたこともあり、安心してマイナ保険証を利用できない



高齢者がうまくマイナ保険証を使えない、暗証番号を忘れて入力できない



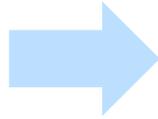
顔認証付きカードリーダーがクリニックに1台しかないので待合室が混雑する



通常の受付窓口以外で対応する方式（ドライブスルー形式等）をとっている薬局では、1台のカードリーダーで対応することになり、マイナ保険証での受付が困難



資格確認時に表示された情報に「●」が出る



解決に向けた対応

- 全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了し、そのうち確認が必要なデータについて保険者等による確認作業も完了。
- 新規加入者の登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報と突合するチェックシステムの仕組みを本年5月から実施。
- 暗証番号の入力や顔認証が困難な場合には、目視モードによる資格確認も可能であり、引き続き周知。また、今後、来年3月を目途としたシステム改修により、窓口での目視モードの操作を簡便化。（22ページ参照）
- 暗証番号を3回誤入力した場合でも、顔認証や目視モードの対応が可能。また、暗証番号を設定しない顔認証カードでもマイナ保険証としての利用が可能。
- 令和5年度補正予算によるカードリーダーの増設補助を通じて、対象となる施設（※）では増設が可能。補助の要件としている利用件数の判定期間を本年3月から11月に延長。（23ページ参照）
※ 昨年10月～本年11月のいずれかの月のマイナ保険証の利用件数が500件以上の施設が対象
- 同意の画面操作について、本年10月に包括同意等を改善。（26,27ページ参照）
- 医療機関等の窓口において資格確認ができない場合として、居宅同意取得型（※）を活用したマイナ保険証による受付が可能。運用について9月に提示。
※ 診療／薬剤情報等の照会可能期間は、外来・往診と同様の取扱いとし、同意情報登録後24時間。
- 医療機関等へのマニュアルで示しているとおり、カナ氏名を確認することによる受付や、「●」表記のままでもレセプト請求が可能であり、「●」表記のままや漢字に置き換えても返戻されない。（28ページ参照）
- 上記を再周知するとともに、レセコンやオンライン資格確認等システム、保険者システムの文字コードの違いを踏まえつつ、よく「●」表記となる漢字から修正を検討。

顔認証付きカードリーダーの簡単チェックシート（統合版）

顔認証付きカードリーダーなどが正常に動作しないときは、このチェックシートをご活用ください

✓ PCやカードリーダーの電源をずっと入れていませんか？

PCやカードリーダーの再起動または電源のオンオフを試してください。
※パナソニックコネク社のカードリーダーはPCを再起動すると連動して自動で再起動されます。
PCやカードリーダーは定期的なアップデートや熱くならないように、過熱防止が必要です！
再起動や電源のオンオフをいただくことで、PCやカードリーダーがアップデートされ、過熱防止にもなります！



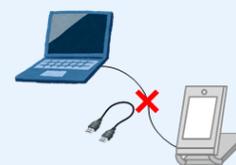
✓ カードリーダーに直射日光など光が直接当たっていませんか？

カードリーダーに直接光が当たっていると顔認証が、うまくいかない場合があります。
光の当たらない場所にカードリーダーを移動してください。



✓ ケーブルが抜けていませんか？

ケーブルが抜けていたり、接続口にしっかりと接続されていないと「ネットワークエラー」となり、カードリーダー等が止まります。
PCとカードリーダーをつなぐケーブルが抜けていないか、確認してください！
ケーブルが抜けていない場合は、接触不良の可能性がありますので、ケーブルの抜き差しをお試しください！



✓ インターネット接続が切れていませんか？

PCのネットワーク設定がOFFになっていないか、確認してください。
Windowsの「スタート」ボタンから、「設定」を選択し、「ネットワークとインターネット」を選択していただくことでネットワークの接続状況をご確認いただけます！



✓ 他の機器で同じインターネットを使っていますか？

他のPCやスマート家電など他の機器で同じネットワークを使用すると「ネットワークエラー」となり、止まります。
PC専用のネットワーク回線としてください！



※別途、カードリーダーのメーカー各社に対応したチェックシートもポータルサイトに掲載中

トラブルシューティング編

- エラーコードは資格確認端末（PC）または、顔認証付きカードリーダーに表示されます。
※表示される場所、表示される内容はメーカーにより異なります。
- トラブルシューティング編を確認し、エラーコードに沿った原因を把握、対処法を実施してください

表示イメージ（資格確認端末（PC））



※拡大図(表示イメージ)
顔認証付きカードリーダー管理画面

状態：**ネットワークエラー**

職員は院内のLANケーブル接続状況を確認してください。**【011：ネットワークエラー】**

表示イメージ（顔認証付きカードリーダー）



※拡大図
(表示イメージ)

受付窓口にご連絡ください
職員は院内のLANケーブル
接続状況を確認してください

【011：ネットワークエラー】

コード	エラー区分 (見出し)	メッセージ内容	お調べください	原因・対処法
011	【ネットワーク】 ネットワークエラー	職員は院内のLANケーブル接続状況を確認してください。【011：ネットワークエラー】	院内ネットワークのLANケーブルが抜けていませんか？ 医療機関等向けポータルサイトにおいてネットワークの障害発生状況が掲載されていませんか？	<p>○ LANケーブルが抜けていることでネットワークに接続されていないため、LANケーブルを接続した上で、同様の手順を行ってください。</p> <p><オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービス 共通></p> <p>○ オンライン資格確認等システム側でネットワーク障害が発生しているため、不具合が解消するまでは、患者に健康保険証を出してもらい、健康保険証で資格確認を行ってください。障害の解消目途や状況は、医療機関等向けポータルサイトで随時確認してください。</p> <p>○ 患者が初回の来院/来局で、健康保険証を所持しておらず、かつ診療時間内で復旧されない場合は、マイナンバーカードの券面から以下の情報を控えてください。患者からは自己負担分（3割分等）を受領することも可能です。</p> <p>※ 健康保険証を忘れた際に、各医療機関等で異なる個別運用を実施している場合は、そちらを優先することも可能です。</p> <p>・氏名（漢字）又は氏名（カナ） ・性別 ・生年月日 ・住所又は保険者名</p> <p>○ オンライン資格確認等コールセンターに問合せを行い、緊急時医療情報・資格確認機能が利用可能になった後に、保険資格の確認を行ってください。詳しくは、「オンライン資格確認 運用時のヘルプガイド」をご確認ください。</p> <p>また、災害発生時のオンライン資格確認等システムの操作等については、「操作マニュアル(システム障害時編)_1.15版」をご確認ください。</p> <p><電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所></p> <p>○ 短時間で復旧しない場合、処方箋情報の登録は行わず、引換番号のない電子処方箋非対応の紙の処方箋を発行してください。</p> <p><電子処方箋管理サービスを利用している薬局></p> <p>○ 短時間で復旧しない場合、以下のどちらかの対応をとり、併せて処方箋発行元の病院・診療所へ、電子処方箋管理サービスへ登録した電子処方箋、処方箋情報が記載されたファイルを取り消すよう依頼してください。</p> <p>・ 患者に、発行元の病院・診療所から電子処方箋非対応の紙の処方箋を取得するよう依頼する。</p> <p>・ 薬局から発行元の病院・診療所へ処方内容を照会し、FAX等で受領した内容を基に調剤する。別途病院・診療所から、電子処方箋非対応の紙の処方箋を郵送等の手段で入手し、確認する。</p> <p>※ 医療機関等向けポータルサイトにおいてネットワークの障害発生状況が掲載されていない場合、資格確認端末導入設定ベンダ又はネットワーク設定ベンダに連絡し、右記の対応を行ってください。</p> <p><オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービス 共通></p> <p>○ ネットワーク障害（院内/院外かは不明）が発生しているため、資格確認端末導入設定ベンダ又はネットワーク設定ベンダに連絡してください。不具合が解消するまでは、患者に健康保険証を出してもらい、健康保険証で資格確認を行ってください。</p> <p>○ 患者が初回の来院/来局で、かつ健康保険証を所持していない場合は、マイナンバーカードの券面から以下の情報を控えてください。患者からは自己負担分（3割分等）を受領することも可能です。</p> <p>※ 健康保険証を忘れた際に、各医療機関等で異なる個別運用を実施している場合は、そちらを優先することも可能です。</p> <p>・氏名（漢字）又は氏名（カナ） ・性別 ・生年月日 ・住所又は保険者名</p> <p>○ ネットワーク障害が解消後、オンライン資格確認等コールセンターに問合せを行い、緊急時医療情報・資格確認機能が利用可能になった後に、保険資格の確認を行ってください。詳しくは、「オンライン資格確認 運用時のヘルプガイド」をご確認ください。</p> <p>また、災害発生時のオンライン資格確認等システムの操作等については、「操作マニュアル(システム障害時編)_1.15版」をご確認ください。</p> <p><電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所></p> <p>○ 短時間で復旧しない場合、処方箋情報の登録は行わず、引換番号のない電子処方箋非対応の紙の処方箋を発行してください。</p> <p><電子処方箋管理サービスを利用している薬局></p> <p>○ 短時間で復旧しない場合、以下のどちらかの対応をとり、併せて処方箋発行元の病院・診療所へ、電子処方箋管理サービスへ登録した電子処方箋、処方箋情報が記載されたファイルを取り消すよう依頼してください。</p> <p>・ 患者に、発行元の病院・診療所から電子処方箋非対応の紙の処方箋を取得するよう依頼する。</p> <p>・ 薬局から発行元の病院・診療所へ処方内容を照会し、FAX等で受領した内容を基に調剤する。別途病院・診療所から、電子処方箋非対応の紙の処方箋を郵送等の手段で入手し、確認する。</p>

※トラブルシューティング編のダウンロード方法はP36を参照

チャットボット（シカク君）

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別トップメニュー お知らせ よくある質問 マイリスト ログイン

検索

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係るお知らせや、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。

重要なお知らせ

- 【お知らせ】令和6年11月8日から大雨に伴う災害にかかる対応について
・ 249 ビュー ・ 2日前 ・ ★★★★★
- 医療DX推進体制整備加算の算定に用いるマイナ保険証利用率等を確認したい方はこちらをご覧ください。（令和6年11月適用分(12月レポート請求分)の利用率を更新しました！）
・ 398390 ビュー ・ 7日前 ・ ★★★★★
- 【重要】【お知らせ】一部の顔認証付きカードリーダーの不具合について（USEN-ALMEX社）
・ 11617 ビュー ・ 7日前 ・ ★★★★★
- お知らせしたマイナ保険証利用率の誤りについて
・ 9715 ビュー ・ 7日前 ・ ★★★★★
- 【重要】顔認証付きカードリーダーの画面変更について
・ 21541 ビュー ・ 7日前 ・ ★★★★★

[（過去の重要なお知らせを参照）](#)

よく参照されている記事はこちら（トピック）

ご不明点がある方は
僕をクリックしてね！
電子証明書の
更新方法もこちら！

チャットボットの
シカク君

URL : https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

チャットボットにエラーコードを入力することで、
原因・対処法がわかります

チャットでお問い合わせ...

たった今

ご利用ありがとうございます！オンライン資格確認等に関するご質問にお答えします。

質問内容をボタンから選択してください。

カードリーダーが正常に動作しない

カードリーダーのメーカーを選択してください。
エラーコードが分かっている場合は、「エラーコードの入力」を選択ください。

エラーコードの入力

表示されているエラーコード（3桁の数字）を、入力欄から半角数字で入力して下さい。
（例：001）

011

○資格確認端末不良のため、端末導入設定ベンダに連絡してください。不具合が解消するまでは、患者に健康保険証を出してもらい、現物を用いて資格確認を行ってください。

○患者が初回の来院/来局で、かつ健康保険証を所持していなかった場合は、マイナンバーカードの券面から以下の情報を控えてください。患者からは3割分を受領してください。

- ・ 氏名（漢字）又は氏名（カナ）
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 住所又は保険者名

○オンライン資格確認等コールセンターに問合せを行い、緊急時医療情報・資格確認機能が利用可能になった後に、保険資格の確認を行ってください。詳しくは、「オンライン資格確認等システム操作マニュアルシステム障害時編」をご確認ください。

※カードリーダーのエラーコードに対するトラブルシューティングは[こちら](#)をご確認ください。

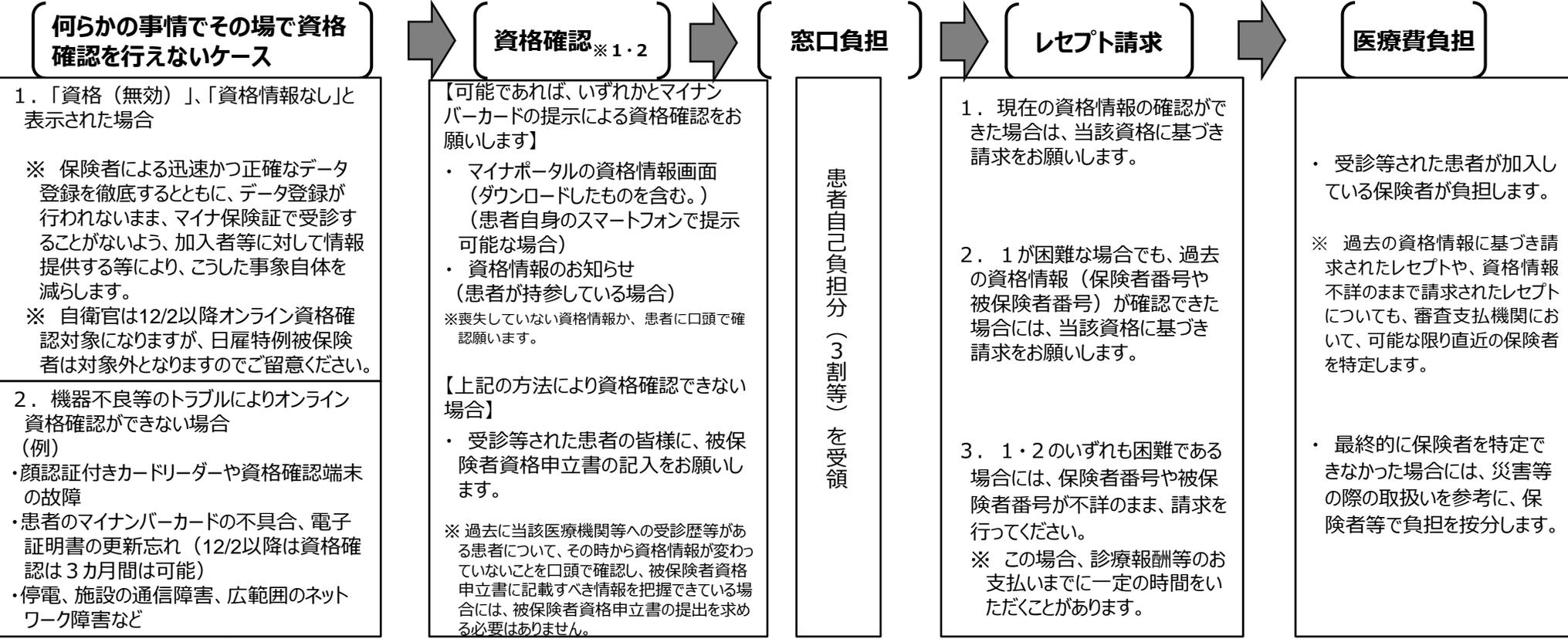
オプションを選択してください。

※チャットボットを利用したエラー等の原因・解消方法はP37を参照

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応 (令和6年12月2日以降の取扱い)

有効な保険資格を有する方がマイナンバーカードを提示した際に適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

- 【患者の皆様へのお願い】
 - 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。
- 【医療機関・薬局へのお願い】
 - 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。
- 【保険者等の皆様へのお願い】
 - 不詳レセプト等に対する特定作業において、審査支払機関から照会がある場合は必要な協力をお願いします。



※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。
 ※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期間に関する対応

これまでの対応

- 有効期間満了日の3か月前から、本人の元に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、更新手順の案内の封書が送付されている。
- 有効期間満了日まで3か月以下となった場合には、医療機関・薬局での資格確認の際に、顔認証付きカードリーダーの画面上で、市区町村の窓口で更新手順を行うようアラートを出す機能を設けた。



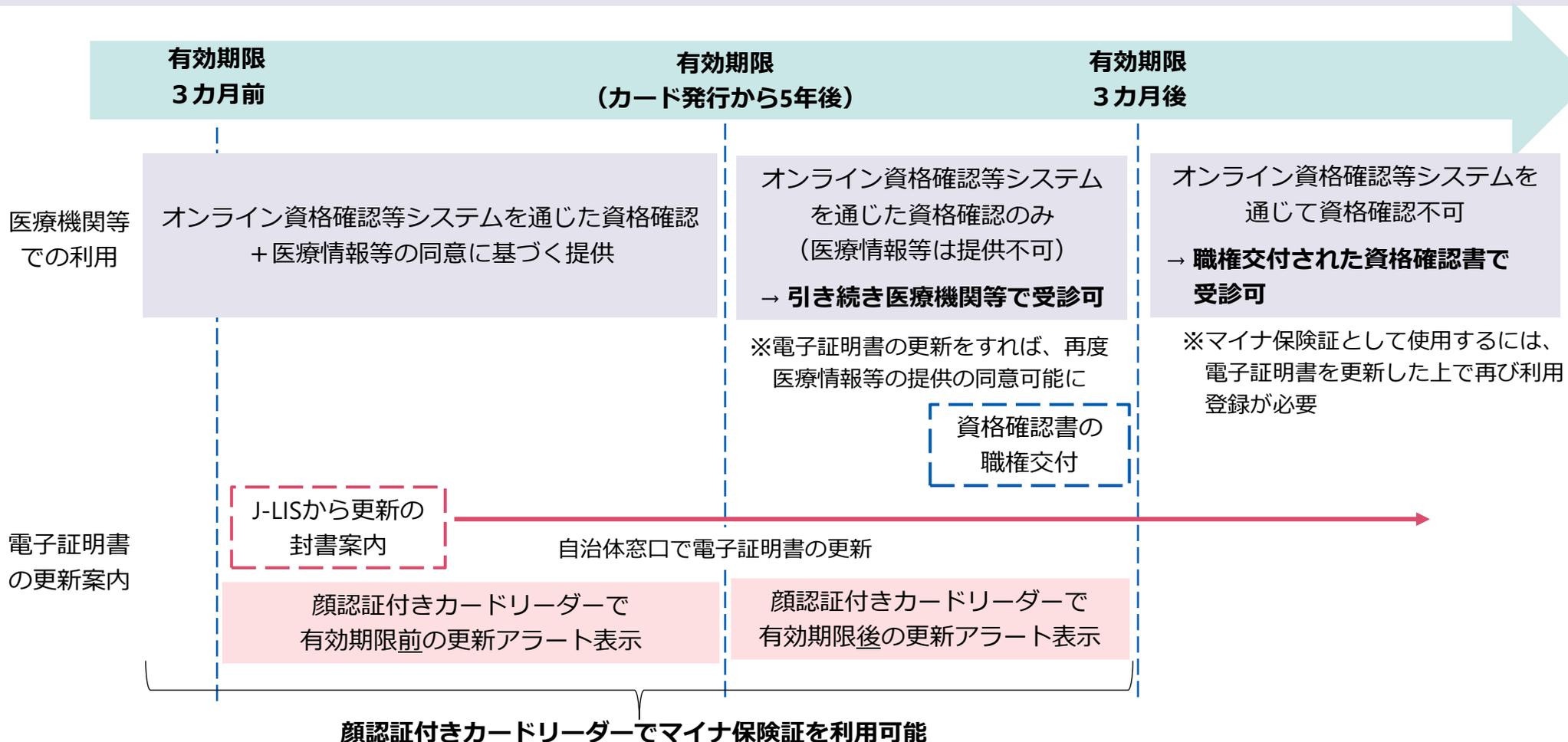
今後の対応

- 本年12月より、電子証明書の有効期間満了日から3か月の間は、通常どおり暗証番号の入力や顔認証等により本人確認を行うことを前提として、手元にあるマイナンバーカードを活用してオンライン資格確認を行うことができるよう、必要なシステム改修を実施。
- 12月2日以降は、電子証明書の有効期間満了日から一定期間を過ぎても、なお更新手順が行われない場合には、本人からの申請によらず、医療保険者等から資格確認書を交付。

電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用

12月2日以降、電子証明書の有効期限が切れても3カ月間は引き続きオンライン資格確認が可能であり、有効期限切れ3カ月後までに保険者から資格確認書を職権で交付。

※有効期限が切れて電子証明書が失効しても、マイナンバーカード本体や資格情報自体は引き続き有効。



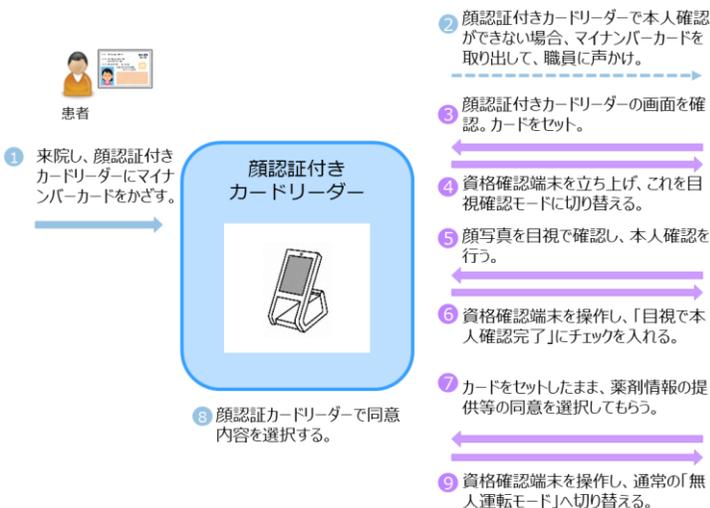
※有効期限3カ月後以降は、マイナポータルからDLした資格情報画面 (PDF) か、資格情報のお知らせとマイナンバーカードを併せて提示することで受診可能

目視モードの改善

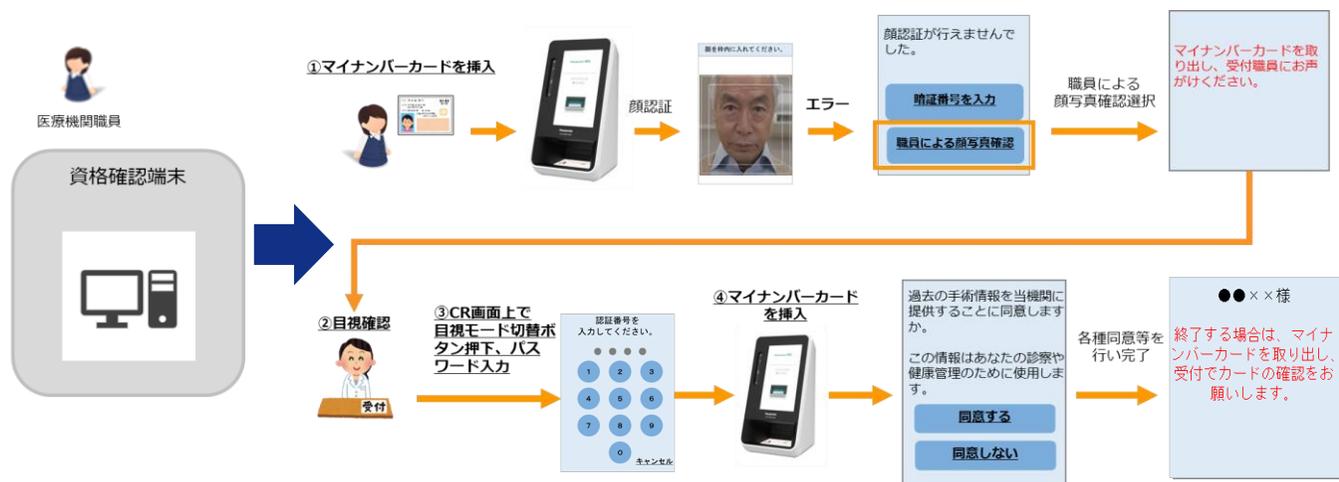
- 顔認証付きカードリーダーで「顔認証」や「暗証番号」入力ができない場合、「目視確認」による本人確認が可能。
 - 現在の「目視確認」の実施にあたっては、**複数回（カードリーダーと資格確認端末との間を少なくとも3往復する）の資格確認端末の操作が発生**し、顔認証付きカードリーダーと資格確認端末の間を行き来する必要があるため、医療機関職員にかかる負担が大きいことが課題。
 - 上記課題の解決のため、顔認証付きCRの本人確認画面において、職員が顔認証付きCRを操作し、その場で目視確認・医療機関等に個別に設定された目視モード用のパスワード（マイナンバーカードの暗証番号ではない）の入力を行う運用に改善（令和7年3月を目途に導入予定）。
- **顔認証や暗証番号と同様の流れで本人確認を実施できるため、医療機関等の職員による資格確認端末の操作（目視モードの切り替え）やレセコンの改修が不要。改修作業は顔認証付きカードリーダーのみ。**

※ 目視確認を行った場合、当該患者について目視による本人確認を行ったことをオンライン資格確認等システム上で記録し、資格確認端末で確認可能。

現行の運用手順



見直し後の運用イメージ



マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援

マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援

○補助内容

2023(R5)年10月から2024(R6)年11月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が500件以上の機関については、顔認証付きカードリーダー1台の増設に要した費用の一部を補助する。

なお、病院については、以下の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台まで、増設に要した費用の一部を補助する。

機 関	利用件数	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 ※1台運用機関1,500件以上	2,000～2,499件 ※2台運用機関2,000件以上	2,500件以上
1台の無償提供を受けた施設		1台	2台	3台	—	—
2台の無償提供を受けた施設		—	1台	2台	3台	—
3台の無償提供を受けた施設		—	—	1台	2台	3台

○補助対象・補助率

顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の購入費用・工事費に対して1/2補助。

〔補助上限額〕

病院	1台	2台	3台
	275,000	450,000	625,000

診療所 薬局	1台
	275,000

補助金の申請期限は令和7年2月1日ですが、カードリーダーの生産には注文から2～3か月ほどかかるため、12月に向けて、今のうちからの増設のご検討をいただくことが重要です。

オンライン資格確認に対する財政支援（社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）

1. 事業内容

- 医療機関・薬局におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型、資格確認限定型）の利用に必要な費用を支援する。

2. 補助対象業態・内容

使用するオンライン資格確認	業態等	補助対象	補助上限額	補助率
居宅同意取得型	訪問診療、訪問歯科診療、訪問服薬指導（薬剤管理指導）、往診等	レセコン改修等費用 モバイル端末等購入費用	病院：41.1万円まで 大型チェーン薬局：8.5万円まで 診療所、薬局（大型チェーン薬局以外）：12.8万円まで	病院、大型チェーン薬局 1/2 診療所、薬局（大型チェーン薬局以外） 3/4
	オンライン診療、オンライン服薬指導	レセコン改修等費用	病院：39万円まで ※ 大型チェーン薬局：6.5万円まで 診療所、薬局（大型チェーン薬局以外）：9.7万円まで	
	外来診療等（通常とは異なる動線）	レセコン改修等費用 モバイル端末等購入費用	病院：41.1万円まで 大型チェーン薬局：8.5万円まで 診療所、薬局（大型チェーン薬局以外）：12.8万円まで	
資格確認限定型	健診実施機関等、助産所、義務化対象外施設、経過措置対象施設（届出の2号、4号、6号の事由に限る）	モバイル端末、汎用カードリーダー等購入費用	3.1万円まで	3/4
	受領委任払いを行う柔整・あはき施術所等		4.1万円まで	—

※ オンライン診療等と外来診療等（通常とは異なる動線）は同様のシステムとなるため、どちらかでシステム改修を行っている場合は追加での改修は不要です。

3. 補助金の申請期限

- **令和7年2月1日まで**

※ 各業態等の補助の詳細については、医療機関等向け総合ポータルサイト、施術所等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

医療費助成の受給者証・診察券とマイナンバーカードの一体化に係るデジタル庁補助金の要件見直し

保険医療機関・保険薬局のみならず

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金の申請受付を開始します

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードとの一体化には多くのメリットがあります



補助内容のご案内

デジタル庁では①医療費助成受給者証、②診察券それぞれがマイナンバーカードと一体化するためのレセコン・再来受付機の改修に対する補助金制度を用意しております。

① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

- 医療費助成の受給者証のオンライン資格確認については、令和6年度は全国183自治体(22都府県、161市町村)で実施を予定しています。※一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都度の追加改修は必要ありません。
- 自治体名や対応する受給者証の種類については、デジタル庁HP(下部QRコード参照)でご確認下さい。
- オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

	補助額 (※千円未満切捨て)
診療所 ^{※1} 、 薬局(大型チェーン薬局以外)	5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
大型チェーン薬局	3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助)
病院 ^{※1,2}	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※1: 診察券利用に伴う改修を行った場合も対象経費に含めることができます。(上限額は同一)
※2: 再来受付機の改修を合わせて行った場合、60.0万円を上限に補助(事業費120万円を上限にその1/2を補助)となるが40.0万円を上限に補助(事業費120万円を上限にその1/3を補助)となります。詳しい補助要件は、裏面に記載いたします。

12月2日の、マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行に向けて、是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

詳しくはこちら
令和6年度PMH(医療費助成)参加自治体の一覧はこちら
<https://www.digital.go.jp/news/07e099a1c376f4a50-84ee-9b5901bb3f30>

デジタル庁

裏面もご覧ください



② マイナ診察券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- レセコン・再来受付機等の改修等により、マイナンバーカードを診察券として利用し、診察券番号を入力しなくても患者情報がレセコン画面に反映されるようになります。
- 実施に当たってのレセコン・再来受付機等の改修等への補助金は下記のとおりです。※診察券の廃止までは、要件ではありません。(再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。)

		補助額 (※千円未満切捨て)
診療所		5.4万円を上限に補助 ^{※2, 3} (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
	①再来受付機等の改修を含む	60.0万円を上限に補助 ^{※1, 4} (事業費120万円を上限にその1/2を補助) 40.0万円を上限に補助 ^{※2, 4} (事業費120万円を上限にその1/3を補助)
病院	②再来受付機等がない場合	28.3万円を上限に補助 ^{※2, 3} (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

【補助要件】

- ※1: 2023(R5)年10月末から2024(R6)年11月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であることが要件です。
- ※2: 2023年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024年1月以降の平均利用率が5%以上増加したことが要件です。(注)
(注) 2024年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請要件を満たすことといたします。
- ※3: 医療費助成の受給者証に伴う改修を実施する場合は、表面①の※1をご確認ください。(※2の要件は不要となります。)
- ※4: 医療費助成の受給者証に伴う改修を実施する場合でも、上限は同一です。

申請手続きに係る共通事項のご案内

①受給者証と②診察券利用に伴う改修は別々の機会に実施することも可能ですが、その場合でも、申請は一括で行っていただくようお願いいたします。(複数回の申請は認めておりません)

申請期間

2025(令和7)年2月1日まで

※2023(令和5)年11月11日以降に実施した改修が対象となります

申請方法

医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい

必要書類

申請に必要な書類は以下3点です (申請期間までに①②の提出が間に合わない場合、赤カゴ内の代用が可能)

- ① 領収書 (金額が分かる契約書または発注書による代用可)
- ② 領収書内訳書 (契約書または見積書に記載された金額の内訳について記載した書類による代用可)
- ③ システム改修に係るチェックシート (ハンダーに記入してもらってください)

※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください

補助金の申請手続きは以下から行なえます

補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



当事業の詳細については、医療機関等向け総合ポータルサイト等で改めてお知らせする予定です。

■お問い合わせ先: オンライン資格確認等コールセンター (通話無料)

0800-080-4583

月曜日～金曜日: 8:00～18:00 (祝日除く)
土曜日: 8:00～16:00 (祝日除く)

■医療機関等向け総合ポータルサイト

URL: https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index



デジタル庁

これまでの顔認証付きカードリーダーの画面遷移

来院

① マイナンバーカードを置く 【患者】



本人確認

② 本人確認方法を選択 【患者】

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

③ 顔の撮影、又は暗証番号を入力 【患者】

顔を枠内に入れてください。

暗証番号を入力してください。

● ● ● ●

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 キャンセル

同意取得

④ 診療/薬剤情報・特定健診情報等の閲覧同意を選択 【患者】

過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない・40歳未満の方

完了

⑤ 資格確認等が完了 【患者】

●●××様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方は
こちら

選択した場合

同意取得 ※高額療養費制度を利用する方のみ

⑥ 提供する情報 (限度額情報等)を選択 【患者】

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

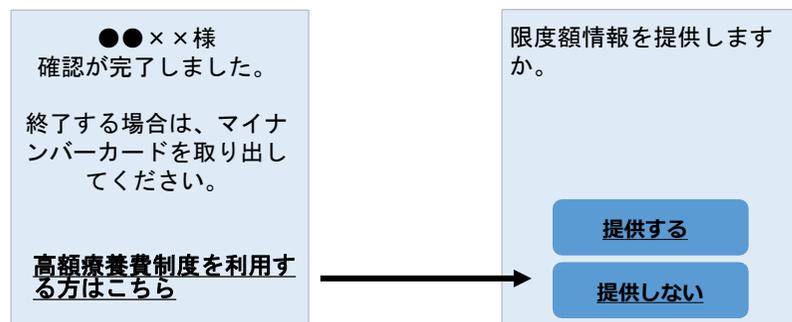
完了しました。

マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善

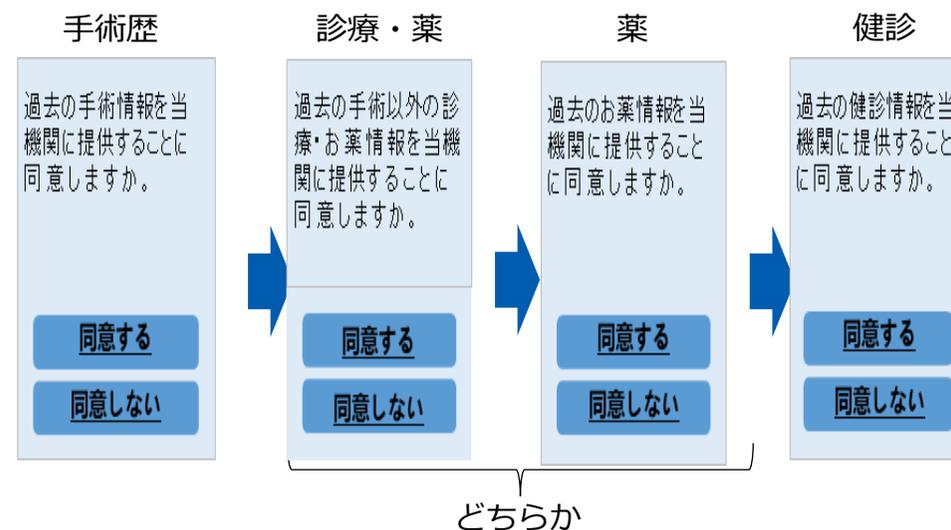
限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略と、医療情報等の包括同意について、本年10月7日よりリリース開始。

1. 限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略

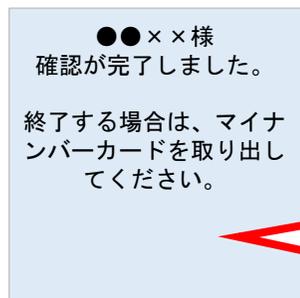


現行

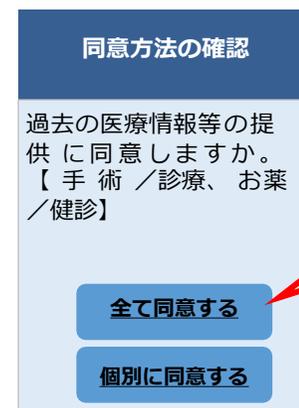
2. 薬剤情報等の提供同意の包括同意



見直し後



表示を省略し、
同意不要に



3画面分の同意を
この1画面で
まとめて取得可能に

※個別同意時には現行の画面遷移

資格確認結果の取扱い

(医療機関等向けオンライン資格確認等システム 運用マニュアル抜粋)

資格確認結果の取扱い・留意事項

【資格確認結果を踏まえた取扱い】

- ✓オンライン資格確認にて取得できる情報は医療保険者等が登録した正確な情報のため、表示された内容のままレセプト請求していただくことが可能です。なお、被保険者証等の情報も活用し、各医療機関のご判断により、券面情報に基づいて資格情報の修正を行ってレセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
- ✓各医療保険制度や公費負担医療制度の被保険者証等における項目と、オンライン資格確認で提供する項目の差異や留意事項を以下にまとめています。

基本情報及び資格情報（証情報）

オンライン資格確認データ項目

内容

基本情報※

※過去の日付で資格確認した場合であっても、現時点での氏名や住所等の情報を提供します。

1	氏名	【照会結果に係る留意事項】 ○「●」が含まれる ・旧字等について一部変換を行っているものの、変換できないものについては「●」として表示されます。 ・表示された内容のまま、レセプト請求していただくことが可能です。
7	住所 郵便番号	【照会結果に係る留意事項】 ○ 空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○「住所」に「●」が含まれる ・旧字等について一部は変換を行っているものの、変換できないものについては「●」として表示されます。

12月2日に向けた国民向けの周知広報について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

患者向け医療機関等の窓口における資格確認方法の周知広報

患者向けの医療機関等の窓口における資格確認方法について新たにリーフレットを作成し、12月2日以降の取扱いについて周知を図っていく。



**これまで通りの自己負担額で
保険診療を受けられます**

令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

NEW

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証



- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口で設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限**にご注意ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



▲マイナポータル

電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書(封書)**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラートが表示**されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診しても、**有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能**です。
※有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

マイナ保険証(マイナンバーカード)をお持ちでない場合 以下のどちらかをご利用ください

健康保険証



有効期限は**最大1年間**
(令和7年12月1日まで)。

※転居・転職などで加入する保険者が変わる場合や、令和7年12月1日までに有効期限を迎える時点までです

資格確認書



まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、今お持ちの健康保険証の有効期限内に資格確認書を無償で**申請によらず**保険者から交付します。

※詳しくは裏面のQRコードよりご確認ください

NEW

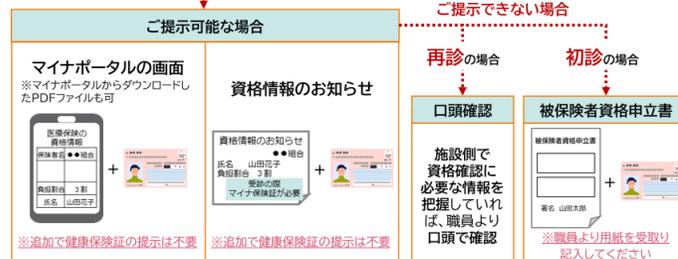
顔認証付きカードリーダーの不具合などでマイナ保険証による受付が上手くいかなくても、**自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です**

マイナ保険証での受付が上手くいかなかった場合

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。



マイナンバーカードを提示したが、**受付が上手くいかない**



資格情報のお知らせ ってなに？



- マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。
- 単体では受診はできません。何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

被保険者資格申立書 ってなに？



- 初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認ができなかった上、マイナポータル画面や資格情報のお知らせをお持ちでないときに、ご記入いただく書類です。

マイナポータル
フリーダイヤル
0120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(※年末年始を除く) 平:日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



資格確認書
について



マイナ保険証・資格確認書の周知広報

高齢者等に向けたリーフレットも新たに作成し、12月2日以降の取扱いについて周知を図っていく。

健康保険証は 12月2日以降新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。新規発行終了後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行します。ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は2025年7月31日となりますのでご注意ください

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で受診したいときはどうすればいい？

詳しくは裏面に

マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

※ 保険者によって様式・発行形態が異なります
※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、**現行の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。**ご自身での申請は不要です。
 - ・ マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
 - ・ 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
 - ・ 後期高齢者医療制度の被保険者は、2025年7月未までの暫定的な運用として、**現行の健康保険証が失効する方に資格確認書を無償で申請によらず交付します。**そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバーカードの保険証利用についてはこちら
0120-95-0178
5層を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお申し込みください。
受付時間(※受付時間外は自動音声)
平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナ保険証・資格確認書の周知広報

10月24日以降、政府広報と連携して新聞広告を実施。



政府広報 | 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

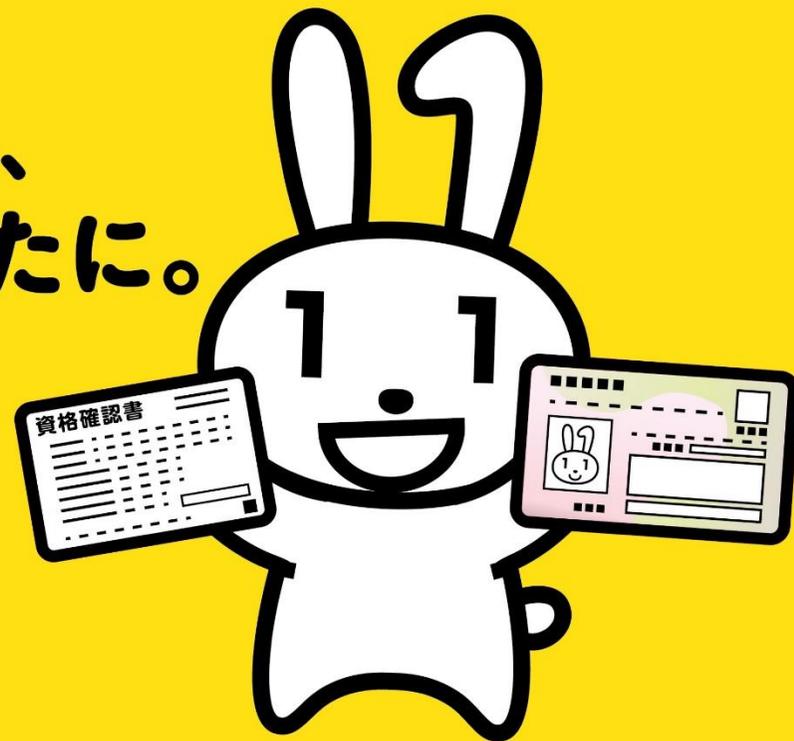
まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 申請不要で資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 申請不要で資格確認書をお届けします。 ※来年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方 申請いただくことで資格確認書をお届けします。
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など)



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証 | 🔍



参考資料

(マイナ保険証を利用した際の資格確認の結果)
(トラブルシューティング編のダウンロード方法等)



患者の最新の資格情報の確認結果（マイナ保険証と健康保険証の対比）

マイナ保険証と現行の保険証とでオンライン資格確認を行った場合に、資格確認ができなかった割合や資格無効となった割合を比較すると、マイナ保険証の方が小さく、いずれの結果からもマイナ保険証の方がより正確に最新の資格を確認できていると考えられる。

10/14～10/20の資格確認結果

	資格確認ができなかった割合	資格無効の割合
保険証によるオンライン資格確認 （レセコンから照会）（※1）	1.93%	1.62%
保険証によるオンライン資格確認 （資格確認端末の画面から照会）（※2）	11.11%	2.03%
マイナンバーカードによるオンライン資格確認	0.20%	0.29%

【参考：最新の資格を確認できなかった場合の例】

資格確認方法	資格確認ができなかった（資格情報なし）	資格無効
保険証	医療機関等の職員が保険証の券面で確認した被保険者番号等を資格確認端末に手入力するなどにより、照会した情報に誤りがある場合 転居・転職で保険者の資格情報登録遅れ・漏れの場合	転居・転職で資格が喪失したにもかかわらず、無効な保険証を持参した場合
マイナンバーカード	保険者にて該当被保険者の資格情報等を削除している場合 DV等により資格情報の表示を停止している場合等	転居・転職で、保険者の加入手続き中や情報登録遅れ等があり、喪失後の新たな資格が確認できない場合

マイナンバーカードの場合は、「資格無効」等と表示され有効な資格が確認できなくても、医療機関等が旧保険者等に対して請求することで、適切な負担割合（3割等）で受診可能。

（※1）既に医療機関等のレセコンに登録されている患者の資格情報の有効性をオンライン資格確認等システムを通じて確認するもの

（※2）保険証の券面の情報から当該保険証の有効性をオンライン資格確認等システムを通じて確認するもの

マイナ保険証の効果（レセプト返戻の減少）

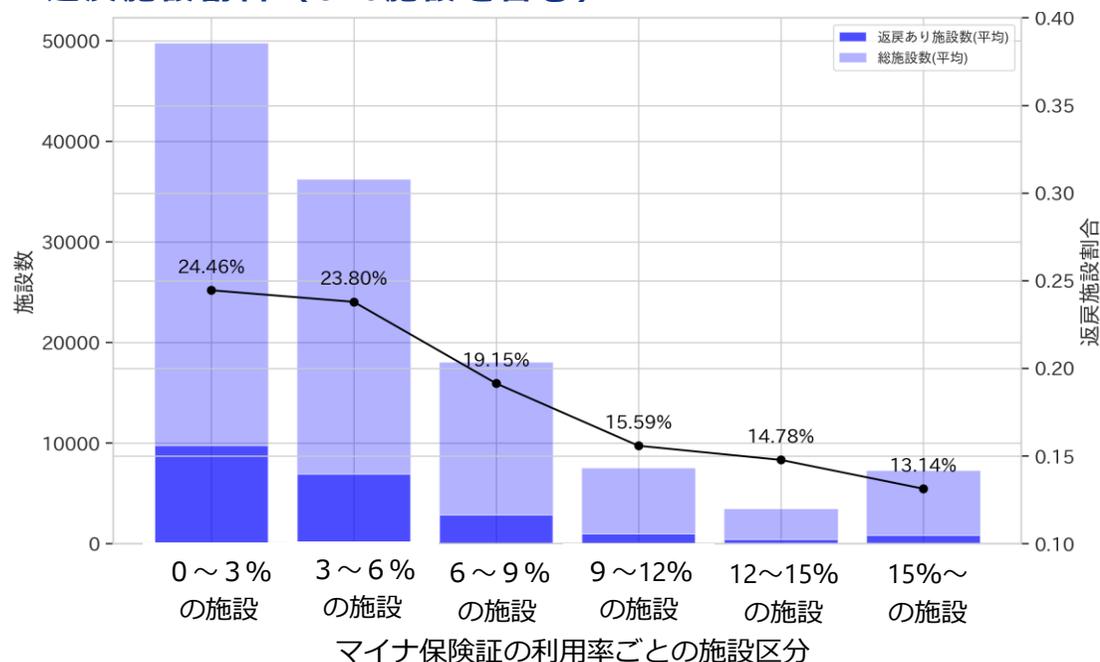
審査支払機関から医療機関等に対するレセプト返戻の理由について、記号・番号の誤りや該当者なしといったものが多く見られる中で、マイナ保険証の利用率が高い施設の方がレセプト返戻があった施設割合が減少しており、マイナ保険証の利用がレセプト返戻の減少の要因の1つと考えられる。

R6.1～R6.3の理由別レセプト返戻件数（資格返戻）

返戻理由	R6.1	R6.2	R6.3
記号・番号の誤り	25,186	22,061	20,570
認定外家族	9,344	7,598	7,858
該当者なし	10,458	9,104	8,445
旧証によるもの	1,399	1,123	1,062
本人・家族等誤り	7,745	6,939	6,413
資格喪失後の受診	8,137	6,896	6,730
給付期間満了	161	114	105
患者氏名の誤り	51	41	48
後期高齢者該当	89	54	60
性別の誤り	3,376	2,794	2,602
国保該当	1	0	0
生年月日の誤り	5,692	5,016	4,567
合計	71,639	61,740	58,460

【資格返戻】

R5.10～R6.2のマイナ保険証の利用率ごとの平均施設数と返戻施設割合（0%施設を含む）



※ひと月のオンライン資格確認を行った人数がレセプト枚数以下となる施設を対象に集計

（参考）医療機関等にレセプトが返戻されるケース

- 審査支払機関での受付時 保険証回収後の受診が確認され、変更後の資格（新資格）が判明しないケース（12月2日以降はこの返戻は廃止）
- 保険者等の資格点検時 保険者等に送付されたレセプトに記録された資格情報等に誤りがあるケース
- 再審査請求時 審査支払機関でのレセプト受付時に新資格が判明せず、レセプトに記載された旧保険者等にレセプトが送付された際に、当該旧保険者等が審査支払機関に再審査請求を行い、その時点でも新資格が判明しないケース

トラブルシューティング編のダウンロード方法

- ① 医療機関等向け総合ポータルサイトの「外来診療等【顔認証付きカードリーダー】」>「手順書・マニュアル」の一覧「3-① 業務の流れや留意事項等について知りたい方はこちら」をクリック
- ② 「F トラブルシューティング編」をクリック

KB0010259

「手順書・マニュアル」の一覧

▲ 更新者: 管理者51 • ▲ 4日前 • ● 表示回数: 299826 • ★★★★★

1. アカウントの登録・変更について知りたい方はこちら
 - ① アカウント関連の手順書
2. 端末の設定や操作について知りたい方はこちら
 - ① 端末の設定をするには(セットアップ手順書)
 - ② 診療/薬剤情報・特定健診情報を閲覧するためには(セットアップ手順書)
 - ③ 操作マニュアル
 - ④ 電子証明書更新を簡単にするために
 - ⑤ ネットワーク接続ガイド
 - ⑥ オンライン資格確認等システムとの接続に係るネットワーク連携のパターン参考例
 - ⑦ 医療機関等のテストに関する資料
 - ⑧ セキュリティガイドライン等
 - ⑨ アプリケーションバージョン情報
- 1** 3. 運用について知りたい方はこちら
 - ① 業務の流れや留意事項等について知りたい方はこちら**
 - ② 共通認証局運用規程
 - ③ 医療機関等配布用リーフレット
 - ④ マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について
 - ⑤ 顔認証付きカードリーダーの簡単チェックシート
4. オンライン請求システムについて知りたい方はこちら



3. 運用について知りたい方はこちら

① 業務の流れや留意事項等について知りたい方はこちら

	内容	文書名等	更新日	版
A	オンライン資格確認システム利用のためのクイックガイド	病院・診療所向けクイックガイド	2024/11/5	1.80
		薬局向けクイックガイド	2024/11/5	1.80
		訪問看護ステーション向けクイックガイド	2024/10/1	1.20
		病院向け救急時医療情報閲覧クイックガイド	2024/10/25	1.00
B	オンライン資格確認システム・電子処方箋管理サービス利用のためのクイックガイド	病院・診療所向けオンライン資格確認・電子処方箋クイックガイド	2024/11/5	1.60
		薬局向けオンライン資格確認・電子処方箋クイックガイド	2024/11/5	1.60
C	オンライン資格確認等システム運用マニュアル	病院・診療所向け運用マニュアル	2024/11/5	3.30
		別紙_参考資料	2024/11/5	3.00
		薬局向け運用マニュアル	2024/11/5	3.20
		別紙_参考資料	2024/11/5	3.00
		訪問看護ステーション向け運用マニュアル	2024/11/5	1.30
別紙_参考資料	2024/11/5	1.10		
D	オンライン資格確認 病院における受付の動線事例	オンライン資格確認 病院における受付の動線事例		-
E	手術・診療・薬剤・特定健診情報・特定疾病療養受療証情報に係る同意書(紙様式)	(雛形) 手術・診療・薬剤・特定健診情報・特定疾病療養受療証情報に係る同意書		-
2	故障やエラーの際	トラブルシューティング編	2024/5/1	1.31
G	運用時のヘルプガイド	オンライン資格確認_運用時のヘルプガイド	-	-
H	医療機関等窓口における対応について	医療機関等窓口における対応について	-	-

※クリックすると、自動でダウンロードが始まります

※医療機関等向け総合ポータルサイトの「「手順書・マニュアル」の一覧」は[こちら](#)

チャットボットを利用したエラー等の原因・解消方法

- ① 「カードリーダーが正常に動作しない」をクリック
- ② 【エラーコードから検索する場合】は、「エラーコードを入力」をクリック（P38ページ参照）
- ② 【メーカーから検索する場合】は、顔認証付きカードリーダーメーカーを選択（P39ページ参照）

チャットでお問い合わせ...

たった今

ご利用ありがとうございます！オンライン資格確認等に関するご質問にお答えします。

質問内容をボタンから選択してください。

- 電子証明書の更新
- オン資_本格運用開始
- オン資の原則義務化、経過措置（猶予届出）
- オンライン資格確認とは
- ポータルサイトアカウント登録
- 補助金申請
- オンライン資格確認利用申請
- 電子証明書の新規発行
- 電子処方箋とは
- 1** カードリーダーが正常に動作しない

オプションを選択してください。

チャットでお問い合わせ...

ご利用ありがとうございます！オンライン資格確認等に関するご質問にお答えします。

質問内容をボタンから選択してください。

たった今

カードリーダーが正常に動作しない

カードリーダーのメーカーを選択してください。
エラーコードが分かっている場合は、「エラーコードの入力」を選択してください。

- 2** 【メーカーから検索する場合】
 - パナソニックコネクト
 - アトラス情報サービス
 - アルメックス
- 2** 【エラーコードから検索する場合】
 - エラーコードの入力

オプションを選択してください。

チャットボットを利用したエラーの原因・解消方法（エラーコードから検索する場合）

- ③「エラーコードの入力」をクリック
- ④表示されたエラーコード（3桁の数字）を入力、入力後「>（送信ボタン）」をクリック
- ⑤原因と対処法が表示される

チャットでお問い合わせ...

ご利用ありがとうございます！オンライン資格確認等に関するご質問にお答えします。

質問内容をボタンから選択してください。

たった今

カードリーダーが正常に動作しない

カードリーダーのメーカーを選択してください。
エラーコードが分かっている場合は、「エラーコードの入力」を選択してください。

富士通Japan
パナソニックコネクト
アトラス情報サービス
アルメックス
キヤノンマーケティングジャパン
エラーコードの入力

オプションを選択してください。 >

チャットでお問い合わせ...

ご利用ありがとうございます！オンライン資格確認等に関するご質問にお答えします。

質問内容をボタンから選択してください。

カードリーダーが正常に動作しない

カードリーダーのメーカーを選択してください。
エラーコードが分かっている場合は、「エラーコードの入力」を選択してください。

エラーコードの入力

表示されているエラーコード（3桁の数字）を、入力欄から半角数字で入力して下さい。
（例：001）

ここに回答を入力してください >

チャットでお問い合わせ...

ご利用ありがとうございます！オンライン資格確認等に関するご質問にお答えします。

質問内容をボタンから選択してください。

カードリーダーが正常に動作しない

カードリーダーのメーカーを選択してください。
エラーコードが分かっている場合は、「エラーコードの入力」を選択してください。

エラーコードの入力

表示されているエラーコード（3桁の数字）を、入力欄から半角数字で入力して下さい。
（例：001）

011

5

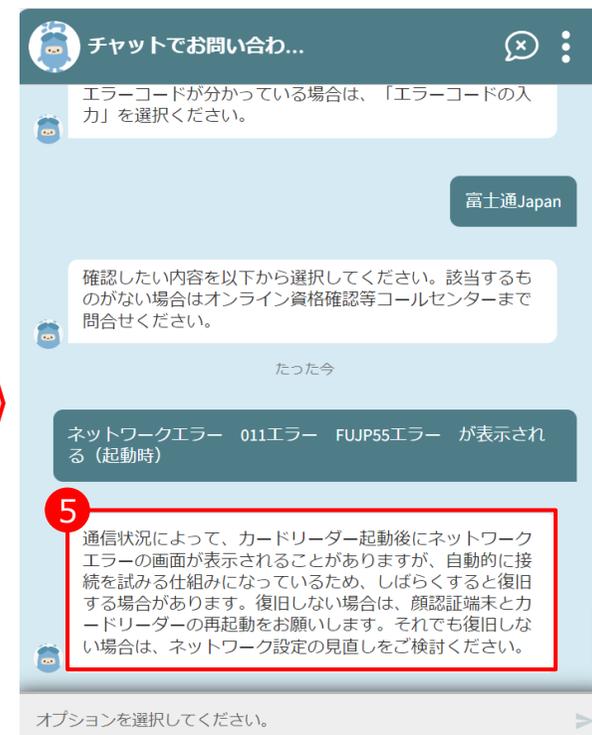
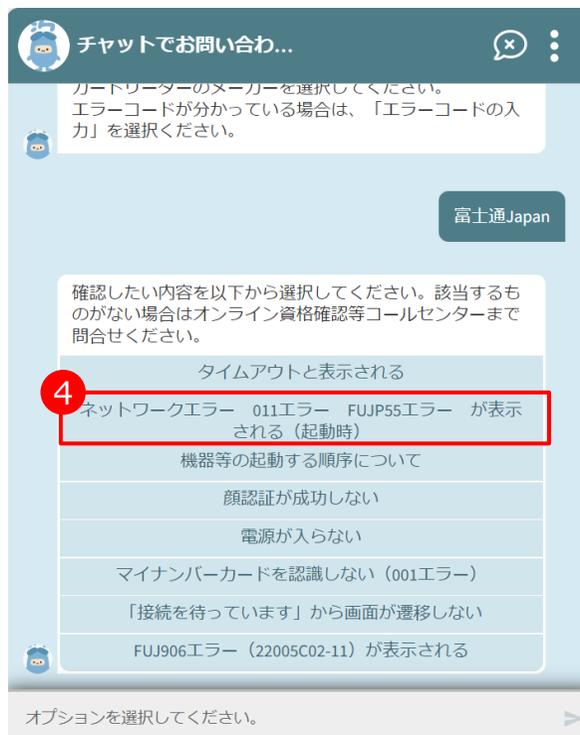
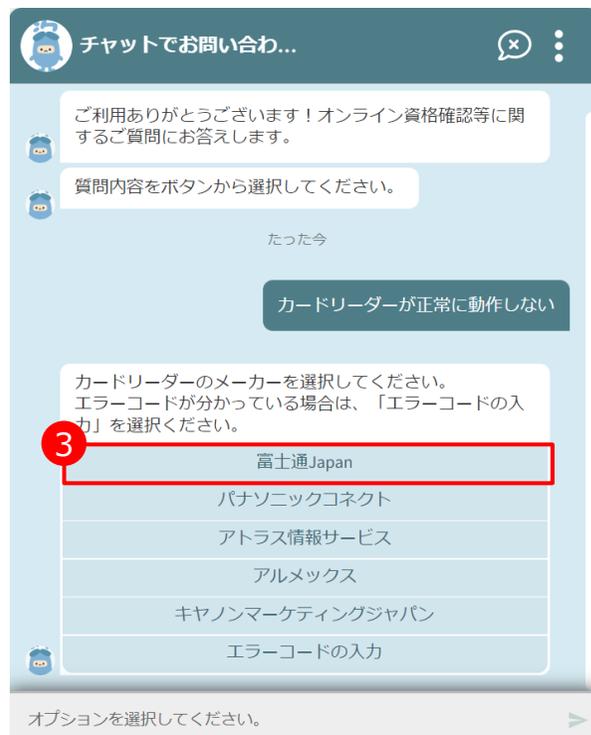
- 資格確認端末不良のため、端末導入設定ベンダに連絡してください。不具合が解消するまでは、患者に健康保険証を出してもらい、現物を用いて資格確認を行ってください。
- 患者が初回の来院/来局で、かつ健康保険証を所持していなかった場合は、マイナンバーカードの券面から以下の情報を控えてください。患者からは3割分を受領してください。
 - ・氏名（漢字）又は氏名（カナ）
 - ・性別
 - ・生年月日
 - ・住所又は保険者名
- オンライン資格確認等コールセンターに問合せを行い、緊急時医療情報・資格確認機能が利用可能になった後に、保険資格の確認を行ってください。詳しくは、「オンライン資格確認等システム操作マニュアルシステム障害時編」をご確認ください。

※カードリーダーのエラーコードに対するトラブルシューティングは[こちら](#)をご確認ください。

オプションを選択してください。 >

チャットボットを利用したエラーの原因・解消方法（メーカーから検索する場合）

- ③利用している顔認証付きカードリーダーメーカーをクリック
- ④発生しているエラーの内容をクリック
- ⑤原因と対処法が表示される



お問い合わせ先

オンライン資格確認に関する不明点等があれば、以下お問い合わせ先をお願いいたします。

問い合わせ先

1. 医療機関等向け総合ポータルサイト：

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

※画面右下の「シカク君」がご質問にお答えします

2. オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料） （月～金：8:00-18:00、土：8:00-16:00 ※いずれも祝日を除く）

3. オンライン資格確認等問合せフォーム：

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com_med_inquiry



医療機関等向け総合
ポータルサイト
二次元バーコード



オンライン資格確認等
問い合わせフォーム
二次元バーコード